

船舶事故等調査報告書

平成26年4月24日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2013広第232号
事故等種類	乗揚
発生日時	平成25年10月31日（木） 15時03分ごろ
発生場所	香川県丸亀市本島北東方沖 丸亀市所在の本島港6号防波堤灯台から真方位354° 2,020m付近 （概位 北緯34° 24.0′ 東経133° 47.0′）
事故等調査の経過	平成25年12月24日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	遊漁船 第六豊海丸、5トン未満
船舶番号、船舶所有者等	273-10967広島、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定
死傷者等	なし
損傷	船底部に擦過傷、舵柱に曲損
事故等の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、釣り客を乗せ、本島北東方沖を航行中、平成25年10月31日15時03分ごろ本島北東方沖の浅所に乗り揚げた。
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北北東、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 低潮時
分析	
乗組員等の関与	不明
船体・機関等の関与	不明
気象・海象の関与	不明
判明した事項の解析	本船は、本島北東方沖を航行中、浅所に乗り揚げたことから、損傷が生じたものと考えられるが、船長から情報を得られなかったため、乗揚に至った状況を明らかにすることはできなかった。
原因	本事故は、本船が、本島北東方沖を航行中、浅所に乗り揚げたため、発生したものと考えられる。